

## 修練施設基準に関する Q/A

## 修練施設基準に関する Q/A

**Q1) 総合修練施設の基準として、「循環器内科専門医 2 名以上、小児循環器専門医 1 名以上、心臓血管外科専門医 1 名以上を記載してください。」とありますが、循環器内科専門医と小児循環器専門医の資格を両方取得している者はそれぞれ 1 名分としてカウント可能でしょうか？**

A1) カウント不可です。循環器内科専門医と小児循環器専門医の資格を両方取得されている先生は、いずれか片方の資格保持者としてカウントしてください。

**Q2) 常勤・常駐の解釈はどのようにすればよろしいでしょうか？**

A2) 常勤とは、その修練施設に正規職員として常勤している状態を指します。常駐とは、その修練施設自体の常勤ではないがその施設と接しているもしくは同じ敷地内の機能的に連結している施設の職員であり、修練施設内での ACHD 診療に十分に携わっている状態などを指します（例えば、修練施設である大学病院職員ではないが同じ敷地内の所属大学の職員・教員であり、ACHD 診療に十分に携わっている場合など）。

**Q3) 施行細則付則第 1 章第 1 条に準じて、地理的ならびに機能的連結された 2 施設を 1 施設として総合修練施設へ申請する場合、申請書はどのように提出すればよろしいでしょうか？**

A3) 1 つの総合修練施設として申請を希望する場合、各施設で総合修練施設申請書をご準備の上、修練指導責任者として申請する者が 2 施設を合わせて、総合修練施設として申請する理由を具体的に記載した説明書（様式自由）を添付し、2 施設の申請書類をまとめて送付してください。